

平成 21 年 11 月 30 日

エコアクション 2.1 認証・登録 事業者 各位

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 2.1 中央事務局

「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴う 2004 年版からの移行期間及び移行審査（移行措置）等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコアクション 2.1 にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。

さて、環境省では、かねてより「エコアクション 2.1 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」（以下「2004 年版」という）の改訂を進めてきましたが、このたび、エコアクション 2.1 ガイドラインの改訂案について、意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を踏まえて「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」（以下「2009 年版」という）を策定しました。

エコアクション 2.1 中央事務局では、これを受けて別添の「「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴うエコアクション 2.1 認証・登録の取扱い等について」を取りまとめましたので、お知らせ申し上げます。

ガイドラインが改訂されるということで、現在の認証・登録の継続についてご不安な点もあろうかと思いますが、エコアクション 2.1 中央事務局では、別添のような対応により、事業者の皆様のエコアクション 2.1 の取組が、2004 年版から 2009 年版にスムーズに移行できますように配慮致しますので、ご理解、ご協力を賜れば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当事務局又は中央事務局にお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

よろしくお願い致します。

敬具

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 2.1 中央事務局
担当：石井、河野
Tel：03-6418-0370 Fax：03-6428-0380
E-mail：ea21-2009gl@ea21.jp

地域事務局連絡先一覧：

http://www.ea21.jp/list/chiiki_list.html

平成 21 年 11 月 30 日

「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴う

エコアクション 2.1 認証・登録の取扱等について

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 2.1 中央事務局

環境省は「エコアクション 2.1 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」(以下「2004 年版」という)を改訂し、「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」(以下「2009 年版」という)を策定しました。

これに伴い、エコアクション 2.1 中央事務局では、

- ・ 2009 年版ガイドラインの周知期間及び説明会の開催
- ・ 2009 年版による事業者の認証・登録の開始時期
- ・ 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の 2009 年版への移行期間及び移行審査(移行措置)
- ・ 「業種別ガイドライン」(旧名称:業種別マニュアル)の改訂(策定)
- ・ エコアクション 2.1 認証・登録制度実施要領等の改訂
- ・ 「審査及び判定の手引き」(旧名称:認証・登録及び審査マニュアル)の改訂(策定)

等について、次の通り決定しましたのでお知らせします。

1. 2009 年版の周知期間及び説明会の開催

ガイドライン 2009 年版

2009 年版の策定・公表:平成 21 年 11 月 30 日

2009 年版の周知期間:平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 5 月 31 日まで

2009 年版説明会:

環境省主催

開催時期:平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月:

開催場所:全国 9ヶ所(札幌、仙台、埼玉、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本)

日程等の詳細は、環境省 URL(平成 21 年 11 月 20 日報道発表資料)をご参照ください:

<http://www.env.go.jp:80/press/press.php?serial=11807>

エコアクション 2.1 中央事務局主催

- エコアクション 2.1 全国交流研修大会

開催時期:平成 22 年 2 月 6～7 日

開催場所:静岡県静岡市(内容は、全国 9ヶ所の説明会に準ずる)

- 2004 年版の認証・登録事業者向け説明会

開催時期:平成 22 年 4～6 月

開催場所:全国 9ヶ所程度で開催予定

「2009 年版」への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等の説明をさせていただきます。

中央事務局主催の説明会に関する詳細は、改めて全事業者様宛に、メールでご案内させていただきますが、説明会出席の有無は認証・登録には影響しません。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）

2004年版に準拠した「産業廃棄物処理業者向けマニュアル」、「食品関連事業者向けマニュアル」、「建設業向けマニュアル（試行版）」、「地方公共団体向けマニュアル（試行版）」及び「大学等（教育・研究機関）向けマニュアル（試行版）」は、各「業種別ガイドライン」と名称を変更するとともに、2009年版を踏まえた内容に、平成22年10月頃を目途に改訂いたします。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）の策定・公表：平成22年10月（予定）

業種別ガイドライン（2009年版準拠）周知期間：平成22年10月1日から平成23年3月31日

業種別ガイドライン（2009年版準拠）説明会：

エコアクション21中央事務局主催

- 業種別マニュアル（2004年版準拠）での認証・登録事業者向け説明会

開催時期：平成22年10月～23年3月

開催場所：全国9ヶ所程度で開催予定

「業種別ガイドライン（2009年版準拠）」への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等の説明をさせていただきます。

中央事務局主催の説明会に関する詳細は、改めて全事業者様宛に、メールでご案内させていただきますが、説明会出席の有無は認証・登録には影響しません。

2. 2009年版による事業者の認証・登録の開始時期

ガイドライン 2009年版

新規にエコアクション21の審査を申し込む事業者（除く：業種別ガイドライン対象事業者）の、受付は次の通りとします。

- ・2009年版による新規の審査申込（初めて登録審査を受けられる事業者）は、平成22年6月1日より受付を開始致します。
- ・2004年版による新規の審査申込は、平成22年5月31日までと致しますが、登録審査後の初回の中間審査において移行審査を受審することが必要です。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）

業種別ガイドラインの適用を受ける事業者（産業廃棄物処理業者及びリサイクル業者等、食品関連事業者、建設業者、地方公共団体、大学等教育機関）の、新規の審査申込の受付は次の通りとします。

- ・2009年版に準拠した業種別ガイドラインによる新規の審査申込（初めて登録審査を受けられる事業者）は、平成23年4月1日より受付を開始致します（改訂版の各「業種別ガイドライン」は、平成22年10月を目処に策定します）。
- ・2004年版に準拠した業種別ガイドライン（旧名称：業種別マニュアル）による新規の審査申込は、平成23年3月31日までと致しますが、登録審査後の初回の中間審査において移行審査を受審することが必要です。

3 . 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の 2009 年版への移行期間及び移行審査（移行措置）

ガイドライン 2009 年版

既に 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の、2009 年版への移行期間及び移行審査（移行措置）は次の通りとします。

- ・平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの一年間を移行期間とします。
- ・この間の中間審査又は更新審査は、移行審査（移行措置）とし、2009 年版で新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。
- ・なお、エコアクション 2.1 審査人は、移行期間中の移行審査において、2004 年版と 2009 年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に必要な説明を行うとともに、その改善のあり方を指導します。
- ・移行審査後の中間審査又は更新審査において、2009 年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されません。
- ・なお、平成 22 年 5 月 31 日までに審査を申し込まれた場合は、従前通り、2004 年版を適用して、中間審査又は更新審査を行います。一年後の審査において、移行審査を受審することが必要です。

業種別ガイドライン（2009 年版準拠）

既に 2004 年版に準拠した業種別マニュアル（新名称：業種別ガイドライン）の適用を受けて認証・登録を受けている事業者（産業廃棄物処理業者及びリサイクル業者等、食品関連事業者、建設業者、地方公共団体、大学等教育機関）の、2009 年版に準拠した業種別ガイドラインへの移行期間及び移行審査（移行措置）は次の通りとします。

- ・平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの一年間を移行期間とします。
- ・この間の中間審査又は更新審査は、移行審査とし、2009 年版に準拠した業種別ガイドラインで新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。
- ・なお、エコアクション 2.1 審査人は、移行期間中の移行審査において、2004 年版と 2009 年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に必要な説明を行うとともに、その改善のあり方を指導します。
- ・移行審査後の中間審査又は更新審査において、2009 年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されません。
- ・なお、平成 23 年 3 月 31 日までに審査を申し込まれた場合は、従前通り、2004 年版に準拠した業種別マニュアルを適用して、中間審査又は更新審査を行います。一年後の審査において、移行審査を受審することが必要です。

4 . エコアクション 2.1 認証・登録制度実施要領等の改訂

2009 年版の策定に伴い、エコアクション 2.1 認証・登録制度実施要領、及び各種規程等につい

ては、平成 22 年 3 月を目処に改訂します。

5 .「審査及び判定の手引き」(旧名称：認証・登録及び審査マニュアル)の策定

「認証・登録及び審査マニュアル」はその名称を「審査及び判定の手引き」と名称を変更するとともに、2009 年版を踏まえた内容に改訂します。

改訂された「審査及び判定の手引き」は、平成 22 年 3 月を目処に策定します。

エコアクション 2 1 ガイドライン 2009 年版は、以下の URL に掲載されています。

環境省 エコアクション 2 1 URL :

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

環境省 報道発表 (2009 年 11 月 30 日):

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11852>

以上

エコアクション21ガイドライン2009年版に係るスケジュール (既認証・登録事業者様向け)

年月 項目	2009年		2010年												2011年												2012年				2013年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月					
2009年版公表 (2009/11/30)	⊗																																	
・説明会																																		
2009年版ガイドライン地方説明会(環境省主催)	←-----→ (全国9ヶ所で開催)																																	
「EA21全国交流研修大会in静岡」内説明会 (内容は地方説明会と同様/EA21中央事務局主催)			⊗ 2/7 静岡全 国大会																															
【参考】2004年版準拠の認証・登録事業者向け説明会(適用方法、等)						←-----→ ガイドライン2009年版 移行説明会 (全国9ヶ所程度で開催 予定)					←-----→ 業種別ガイドライン 移行説明会 (全国9ヶ所程度で開催 予定)																							
・認証・登録																																		
2009年版ガイドライン周知期間	←-----→ 平成22年5月31日まで周知期間																																	
2004年版から2009年版への移行期間							⊗	-----→ 移行期間は平成22年6月1日～平成23年5月31日(1年間)																										
2004年版で認証・登録を受けた事業者の2009年版へ移行(順次)																				⊗	-----→ 平成23年6月1日より、すべての事業者が2009年版へ移行													
・業種別ガイドライン																																		
業種別ガイドライン(2009年版準拠)改訂・公表												⊗	10月初旬公表予定																					
2009年版準拠業種別ガイドライン周知期間																																		
業種別 2004年版準拠から2009年版準拠への移行期間(移行審査・移行措置)																				⊗	-----→ 移行期間は平成23年4月1日～平成24年3月31日(1年間)													
業種別 2004年版準拠で認証・登録を受けた事業者の2009年版準拠へ移行(順次)																													⊗	-----→ 平成24年4月1日より、対象業種のすべての事業者が業種別ガイドライン(2009年版準拠)へ移行				